第119回定例会

南部町議会会議録

令和 5 年 8 月 29日 開会 令和 5 年 9 月 6 日 閉会

南部町議会

第119回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号(8月29日)

○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
○出席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○欠席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・ 2
○職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
○開会及び開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議会運営委員会の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○会議録署名議員の指名······ 5
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
○町長提出議案提案理由の説明 · · · · · · · 6
○報告第14号の上程、説明、質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
○議案第60号から議案第75号までの上程、委員会付託 · · · · · · · 1 1
○陳情第1号の上程、委員会付託・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
○散会の宣告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 2 号(9月1日)
○議事日程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 1 3
○本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
○出席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · 1 3
○欠席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 1 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・ 13
○職務のため出席した者の職氏名 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○一般質問 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 5
工 藤 愛 君	1 5
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
第 3 号(9月6日)	
○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
○本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
○欠席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
○職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
○議案第60号から議案第75号までの委員会報告、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
○議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
○議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
○議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
○議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
○議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
○議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3
○議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
○議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
○陳情第1号の委員会報告、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
○常任委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
○日程の追加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
○町長追加提出議案提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
○議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
○発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
○閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3

○署名議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

令和5年8月29日 (火曜日)

第119回南部町議会定例会会議録 (第1号)

第119回南部町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年8月29日(火)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第 14号 令和 4 年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率 の報告について
- 第 6 議案第 60号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第 61号 令和 4 年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第 62号 令和 4 年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 63号 令和 4 年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第 64号 令和 4 年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第 65号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第 66号 令和 4 年度南部町病院事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定について
- 第 13 議案第 67号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第 68号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第 69号 令和4年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第 70号 令和4年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第 71号 令和4年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第 72号 令和 4 年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定 について
- 第 19 議案第 73号 令和 4 年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決 算認定について

- 第 20 議案第 74号 令和 4 年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第 75号 令和 4 年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 陳情第 1号 「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」の採択を 求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	エ	藤		愛	君	2番	松	本	啓	吾	君
3番	久	保	利	樹	君	5番	坂	本	典	男	君
6番	滝	田		勉	君	7番	西	野	耕力	大郎	君
8番	Щ	田	賢	司	君	9番	八フ	ド田	憲	司	君
10番	中	舘	文	雄	君	11番	工	藤	正	孝	君
12番	夏	堀	文	孝	君	13番	沼	畑	俊	_	君
14番	根	市		勲	君	15番	馬	場	又	彦	君
16番]][=	宇田		稔	君						

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工藤祐直君 副 町 長 佐々木 俊 昭 君 総務課長 西 舘 昌 男 君 企画財政課参事 金 野 貢 君 交流推進課長 一君 下井田 耕 税務課長 松原浩紀君 徳 君 戸室 正樹 君 住民生活課長 福祉介護課長 夏 堀 勝 健康こども課長 徳 君 農林課長 夏 坂 和 石 橋 一 史 君 商工観光課長 川村一城君 建設課参事 松橋 悟 君 会計管理者 藤嶋健悦君 医療センター参事 岩 間 雅 之 君 教 育 長 市場参事 馬場 均君 高橋力也君 学務課長 北上隆広君 社会教育課長 柳久保 正 弘 君 農業委員会事務局長野月正治君代表監査委員山口裕貢君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岩木育子 総括主査 坂本裕昭

主 事 松 本 和 香

◎開会及び開議の宣告

○議長(夏堀文孝君) これより第119回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会の報告

○議長(夏堀文孝君) ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、馬場又彦君。

(議会運営委員会委員長 馬場又彦 登壇)

○議会運営委員会委員長(馬場又彦君) おはようございます。

去る、8月21日議会運営委員会を開催し、第119回定例会の運営について協議しましたので決定 事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告1件、令和4年度の決算認定16件、 条例など3件、令和5年度補正予算5件であります。令和4年度決算につきましては、決算特別 委員会を設置し、審査を付託することにしました。そのほか案件として、陳情1件、常任委員会 報告などがあります。

一般質問は1名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、8月29日から9月6日までの9日間としました。

なお、会期中、8月30日、31日は議案熟考のため、9月2日、3日は休日のため、9月4日、 5日は決算特別委員会のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長	(夏堀文孝君)	議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長(夏堀文孝君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番西野耕太郎君、8番山田賢司君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(夏堀文孝君) 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、8月29日から9月6日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 会期は、本日から9月6日までの9日間と決定しました。
- ○議長(夏堀文孝君) お諮りします。

ただいま決定されました9日間の会期中、8月30日、31日は議案熟考のため、9月2日、3日は休日のため、9月4日、5日は決算審査のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 ただいまの6日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長(夏堀文孝君) 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりでございますので、朗読は省略します。

なお、監査委員より令和5年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、そ の写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は、町長提出の案件が、報告1件、議案は、決算認定16件、条例等3件、補正 予算5件、ほかに、陳情1件、常任委員会報告などがあります。

日程により、それぞれ議題とします。

.....

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長(夏堀文孝君) 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。 町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、本日招集の第119回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まずは、現在の農作物の生育状況でありますが、水稲につきましては、出穂の最盛期は平年より4日ほど早く、その後も県内全域において気温の高い日が続いていることから、今年の稲刈り時期につきましては、平年より10日ほど早まるものと予測されております。

また、りんごにつきましては、順調な生育状況とのことでありますが、高温が続くことで果実の肥大停滞や日焼けなどの障害が発生する恐れがあります。引き続き病害虫の適期防除と各作物の適期内での収穫等について、県や農協など、関係機関と連携し、周知・対策を徹底してまいりたいと考えているところであります。

この度、町の魅力を広く発信するとともに、特産品の販路拡大の新たな試みとして、東京都の東日印刷株式会社との間に、ドラマなどのロケーション誘致及び特産品のインターネット販売事業に関し包括的に提携する協定を、去る7月20日に締結したところであります。今後は、同社のウェブサイト内に南部町の特設サイトを開設する予定であり、ロケ地情報のみならず、町の観光名所、お祭りなどの情報を盛り込むほか、同社が開設しているインターネットショップで特産品の販売も行う予定であり、全国に南部町を知ってもらう大きなきっかけになるものと期待しております。また、ロケーションが実現すれば、町全体が大いに盛り上がるものと考え、同社と連携しながら、魅力ある南部町のPRをさらに推進してまいりたいと考えているところであります。

さて、第31回青森県民駅伝競走大会が来月3日に開催されます。新型コロナウイルス感染症の影響により3年ぶりの開催となった昨年度は、感染症拡大防止の観点から、新青森県総合運動公園内を周回するコースでありましたが、今回は4年ぶりの市街地を巡るコースでの開催ということであり、南部町選手団の皆様におかれましては二連覇を果たした平成30年度以来の町の部での首位奪還、そして、悲願の総合優勝を目指しご活躍されることをお祈り申し上げるものであります。

さて、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に変更されたことに伴い、コロナ禍前と同様の経済活動が可能となったところではありますが、電気、ガス、食料品をはじめとする物価の 高騰により、町民の生活や町内事業者の経営が圧迫される状況が続いております。

本定例会においては、6月定例会で補正予算のご議決をいただきました農畜産業者に対する支援事業に続き、農畜産業者以外の町内事業者に対する支援を盛り込んだ補正予算案を提出させていただいておりますので、引き続き、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件でありますが、報告1件、令和4年度決算の認定 16件、条例の制定3件、令和5年度一般会計及び各特別会計の補正予算案が5件の、合わせて25件でございます。

順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず初めに、報告第14号「令和4年度南部町財政の健全化判断比率及び経営企業の資金不足比

率の報告について」でありますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度の南部町の財政の健全性を判断するため、4つの指標を用いてご報告し、また、各公営企業の経営健全性を、資金不足比率を用いてご報告するものであります。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、いずれも赤字額、資金不足額がなく、実質 公債費比率も早期健全化基準を下回っており、引き続き、健全な財政運営の維持に努めてまいる 所存であります。

次に、議案第60号から議案第75号まででありますが、令和4年度の各会計決算16件につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。各会計の詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明いたしますので、私からは一般会計決算の概要についてご説明申し上げます。

議案第60号「令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について」でありますが、予算総額は歳入歳出それぞれ126億1,457万8,000円で、これに対し、収入済額は129億7,616万443円、支出済額は120億6,477万1,859円となりました。この結果、歳入歳出差引額は9億1,138万8,584円で、翌年度へ繰り越すべき財源1,720万6,000円を除いた実質収支額は8億9,418万2,584円であり、このうち、地方自治法の規定により、財政調整基金に7億8,000万円、減債基金に1,000万円の、合わせて7億9,000万円を積み立てしております。

監査委員からは「財務事務及び財産管理についても概ね適正に処理されているものと認められた」との総括意見をいただいておりますが、今後とも、町税等の自主財源を中心とした歳入の確保に努めるとともに、歳出においては、将来に渡ってより高い政策効果を生み出すことを考慮した効率的な予算の活用と事務事業の合理化に努め、今後ますます複雑多様化する行政需要のほか、災害など不測の事態にも即時に対応できる財政基盤を維持してまいる所存でありますので、議員各位のご指導、ご助言をよろしくお願いいたします。

なお、令和4年度の主要施策の成果につきましては、別冊で「行政報告書」として、お手元に 配付しておりますので、決算審議のご参考にしていただきたいと存じます。

次に、議案第76号「南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でありますが、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、6月定例会において、特殊勤務手当の特例を廃止する一部改正をご議決いただいたところでありました。今回の改正は、今後、同様の感染症の発生により、再び特例規定が必要となった場合に迅速に対応できるよう、特定新型インフルエンザ等に係る特殊勤務手当の規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第77号「南部町児童生徒みらい基金条例の制定について」でありますが、下名久井 出身の工藤正氏より、町内児童生徒の教育振興を目的とする寄附採納願いが提出されたことか ら、当該寄附の目的を達成するための基金条例を制定するものであります。

次に、議案第78号「南部町手話言語条例の制定について」でありますが、手話は言語であるという認識のもと、手話の理解と普及を通じて全ての人々が共生できる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第79号「令和5年度南部町一般会計補正予算(第3号)」でありますが、議案第77号で条例の制定についてご説明をいたしました「児童生徒みらい基金」に係る積立金として4,500万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費として1,882万9,000円、事業所物価高騰緊急対策支援交付金事業に係る経費として9,061万円、特別プレミアム商品券発行事業に係る経費として8,436万円を計上するなど、歳入歳出予算の総額に3億779万1,000円を追加し、予算の総額を115億9,342万6,000円とするほか、債務負担行為に町長車購入業務を追加するものであります。

次に、議案第80号「令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」でありますが、国民健康保険事業費納付金の減額など、歳入歳出予算の総額から4,320万6,000円を減額し、予算の総額を21億6,892万4,000円とするものであります。

次に、議案第81号「令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算(第1号)」でありますが、 令和4年度介護給付費、地域支援事業費の確定に伴う返還金の増など、保険事業勘定の歳入歳出 予算の総額に1億670万2,000円を追加し、予算の総額を29億1,450万5,000円とするものでありま す。

次に、議案第82号「令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」でありますが、人事異動に伴い人件費を増額するなど、歳入歳出予算の総額に132万2,000円を追加し、予算の総額を2億7,084万8,000円とするものであります。

次に、議案第83号「令和5年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)」でありますが、過年度事業費の確定に伴い、新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業費補助金の返還金を増額するものであり、収益的収入及び支出予定額の総額に109万2,000円を追加し、収益的収入及び支出予定額の総額を12億4,050万円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行 に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明い たしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおり、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。 なお、期間中に「南部町名久井岳財産区管理会委員の選任について」の案件を追加させていただく予定でおりますので、付け加えさせていただき提案理由の説明といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(夏堀文孝君) 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長(夏堀文孝君) 日程第5、報告第14号「令和4年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事(金野貢君) おはようございます。

それでは、説明資料の3ページをお開き願います。

報告第14号「令和4年度南部町財政の健全化判断比率および公営企業の資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和4年度 の健全化判断比率等について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

2番、南部町の健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率及び一つ とんで将来負担比率につきましては、いずれも比率が算定されませんでしたので「-」としてお ります。

3つ目の指標、実質公債費比率は7.6%となり、昨年度より0.2ポイント増加しておりますが、 他の比率の状況などからも、町財政の健全性は引き続き保たれているものと考えております。

3番、南部町公営企業の資金不足比率でございますが、病院事業会計をはじめ、全ての公営企業会計において不足額がないことから、いずれも「-」としております。

以上の健全化判断比率及び資金不足比率に対し、監査委員からは、「いずれも特に指摘すべき 事項はない」とのご意見をいただいていることを申し添えまして、説明といたします。 ○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。 これで報告第14号を終わります。

.....

◎議案第60号から議案第75号までの上程、委員会付託

○議長(夏堀文孝君) お諮りします。

日程第6「議案第60号」から日程第21「議案第75号」までの令和4年度南部町各会計歳入歳出 決算認定についての議案16件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

「議案第60号」から「議案第75号」までの議案16件を一括議題とします。

お諮りします。

ただいま議題といたしました「議案第60号」から「議案第75号」までの議案16件については、 委員会条例第6条の規定による議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託 して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

「議案第60号」から「議案第75号」までの令和4年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案16件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

なお、決算特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。 本日、本会議終了後、この議場において、決算特別委員会を開催いたしますので、ご了承願います。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長(夏堀文孝君) 日程第22、陳情第1号「「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書」を議題とします。

本日までに受理した陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、配布しました請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告します。

.....

◎散会の宣告

○議長(夏堀文孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。 なお、9月1日は午前10時から本会議を再開します。 本日はこれで散会します。

(午前10時25分)

令和5年9月1日(金曜日)

第119回南部町議会定例会会議録 (第2号)

第119回南部町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年9月1日(金)午前10時開議

第 1 一般質問

1番 工藤愛

- 1. 主権者教育の取り組みについて
- 2. 高齢者にやさしい情報の発信について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	工	藤		愛	君	2番	松	本	啓	吾	君
3番	久	保	利	樹	君	5番	坂	本	典	男	君
6番	滝	田		勉	君	7番	西	野	耕力	大郎	君
8番	Щ	田	賢	司	君	9番	八フ	ド田	憲	司	君
10番	中	舘	文	雄	君	11番	エ	藤	正	孝	君
12番	夏	堀	文	孝	君	13番	沼	畑	俊	_	君
14番	根	市		勲	君	15番	馬	場	又	彦	君
16番][[=	宇田		稔	君						

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 佐々木 俊 昭 君 総 務 課 長 西 舘 昌 男 君 企画財政課参事 金 野 貢 君 交流推進課長 下井田 耕 一 君 税 務 課 長 松 原 浩 紀 君 住民生活課長 夏 堀 勝 徳 君 福祉介護課長 戸 室 正 樹 君

石 橋 一 史 君 健康こども課長 夏 坂 和 徳 君 農林課長 川村一城 君 建設課参事 商工観光課長 松橋 悟 君 会計管理者 藤嶋健悦君 医療センター参事 岩間雅之君 市場参事 馬場 均君 教 育 長 高橋力也君 学 務 課 長 北上隆広君 社会教育課長 柳久保 正 弘 君 農業委員会事務局長 野 月 正 治 君

職務のため出席した者の職氏名

 事務局長岩木育子
 総括主査 坂本裕昭

 主 事 松本和香 主 事 小泉清夏

◎開議の宣告

○議長(夏堀文孝君) これより第119回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(夏堀文孝君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考えを問うもの、及び反論は行わないようお願いします。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

1番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

(1番 工藤愛君 登壇)

○1番(工藤愛君) おはようございます。

本日は、任期最後の定例議会において質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。この4年間を振り返ってみると、移住者、女性という立場から、時には偏った質問や的外れな意見等も多々あったかと思います。その際、温かく受け入れ、優しくアドバイスをしてくださった町長をはじめとした行政の皆様、先輩議員の皆様に、この場を借りて御礼申し上げます。このような懐の大きさが南部町の目に見えない魅力であり、住み心地ランキング上位に位置する一つの理由ではないかと感じています。

それでは、通告いたしました2つの質問に入ります。よろしくお願いします。

1つ目の質問は、主権者教育の取組についてです。第2次南部町総合振興計画後期基本計画に

おいて策定された、協働と参画によるまちづくりの推進実現のためには、学齢期からの計画的な主権者教育が重要と考えます。なぜなら、若者が世の中の課題を自分事として捉えたり、必要な権利を守ったりする力をつけることで、若者が若者を呼ぶ人口流動の好循環が期待できるからです。若者が町政に関心を持ち、自らの意見を発表する場を保障することは、こども家庭庁において目標とする「こどもがまんなかの社会」の実現にも大きな役割を果たすと考え、町の取組について伺います。

- 1点目、町内の学校における主権者教育の取組はどのようなものでしょうか。
- 2点目、若者の意見を行政に生かす仕組みはあるのでしょうか。
- 3点目、SNS等若者向けの情報発信について、登録者数の推移と今後の活用方針についてお 知らせ願います。

続いての質問は、高齢者に優しい情報の発信についてです。高齢者人口が町民の40%に迫る中、 今後ますます心身の不調に配慮した環境を整える必要があります。その一つの取組として、行政 情報を分かりやすく伝えることが重要と考えています。しかし、広報の文字が小さい、文字が細 くて見えづらい等の意見が出ています。また、班長を担当できない、会費が払えないという理由 から、町内会を抜ける高齢者も出ていることから、広報の配布方法について検討が必要と考え、 町の対応について、次の3点から伺います。

- 1点目、高齢者に配慮した情報発信をどのように行っているのでしょうか。
- 2点目、広報紙に、ユニバーサルデザイン等見えづらさに配慮した方法を採用する考えはあるのでしょうか。
- 3点目、町内会へ加入していない方へ広報を届ける方法として、例えば民間の病院や駅、バスの車内等公共性が高い場所に広報を設置する考えはないのでしょうか。

以上、2つの質問について、町長並びに関係各位の答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

- ○町長(工藤祐直君) それでは、工藤愛議員にお答え申し上げます。
- 1点目の、町内の学校における主権者教育の取組については、教育委員会のほうから答弁いたします。

それではまず、若者の意見を行政に生かす仕組みについてお答え申し上げます。

私ども行政は、若者に限定することなく、様々な年代の町民の皆様からご意見、ご要望を伺う ことが重要であると認識しているところであります。また、私自身も各団体や町内会などの会合、 イベント等に積極的に出席し、老若男女問わず、直接町民の皆様とのキャッチボール対話により ご意見等を伺い、行政サービスの向上などに反映できるよう取り組んでいるところであります。 そのような会合、対話から実現した事業もたくさんございます。

このように、幅広い年齢層から貴重なご意見等をいただいているところではありますが、令和5年4月に施行したこども基本法においては、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保と、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たっては、こどもの意見の反映に係る措置を講じることを、国や地方公共団体に対し、義務づける規定が設けられました。

こども家庭庁では、今年度、こども基本法に先立ち実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」で得られたこども・若者からの意見反映の在り方、意見聴取手法等の課題等についての調査結果や、新たに実施中の多様な声を聞くための調査研究を踏まえ、「こどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン」の策定を予定しており、現在、国や都道府県、市区町村のこどもの意見反映の取組状況とガイドラインに記載してほしい事項についての意見を聴くことを目的として、アンケート調査を実施しているところであります。

町といたしましても、このガイドラインを踏まえ、来年度に策定が予定されております子ども・ 子育て支援事業計画をはじめ、こども施策の推進に当たってこどもや若者の意見反映に関する取 組を進めてまいりたいと考えております。

ここで、小学生との交流に関する出来事について、少しご紹介させていただきたいと思います。今年度の消防団観閲式を契機に交流が始まりました南部小学校6学年の児童と、8月12日開催の南部まつりの会場で再会した際に、児童から、町のことでいろいろ聞きたいことがありますが、そういうことは可能でしょうかという申入れを受けました。そのことから、早速8月23日に時間調整をして、町長室において児童3名とその保護者との懇談の場を設けました。町や学校をよくするための私の考えに対する質問や、町内にみんなが集まれる娯楽施設や自分が働きたいと考える企業を誘致してほしいといった要望、また、あおもり鍋自慢の盛況ぶりから、フルーツやケーキのお祭りを計画したらどうかなどの意見まで、様々な意見交換をさせていただいた中で、こどもたちの率直な発言やその発想の豊かさに驚かされ、改めてあらゆる年代とのキャッチボール対話の大切さを感じた大変有意義な時間でした。これまでも、突然の誘いであれ、遅れてでも参加

し、対話を重視してきたつもりでございます。今後も様々な町民の方々とのキャッチボール対話 を大切に、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、SNS等若者向けの情報発信について、登録者数の推移と今後の活用方法についてでありますが、町で活用しているSNSは、旧ツイッターであるエックス、インスタグラム、フェイスブック、ユーチューブがあります。それぞれの登録者数は年々増加傾向にあり、令和5年8月14日時点で、エックス1,677人、インスタグラム341人、フェイスブック162人、ユーチューブ129人となっております。SNSツールはそれぞれ特徴があるため、イベントの日時や場所など、文字での情報発信が有効な場面ではエックスを、フルーツ刈りなどの動画はユーチューブを使用するなど、発信する情報内容に応じて最大限の効果が期待できるSNSツールを活用して、引き続き多面的な情報発信に努めてまいります。

次に、高齢者に優しい情報の発信について、高齢者に配慮した情報発信をどのように行っているのかと、広報紙に、ユニバーサルデザイン等見えづらさに配慮した方法を採用する考えはないかについて、併せてお答えを申し上げます。

町からの情報発信は、広報なんぶちょうや各種チラシなどを通じて行っているところでありますが、広報なんぶちょうにおいては、令和3年10月号から視認性に優れているユニバーサルデザインフォントを採用しております。発刊前には、広報編集委員会において掲載内容を確認するとともに、背景等の色彩によって見えづらさがないかなど校正作業を行い、その解消に努めているところであります。また、各種チラシにつきましては、ユニバーサルデザインフォントを使用したものと、そうでないものが混在している状況にあることから、今後、町の印刷物については、積極的にユニバーサルデザインフォントを採用してまいりたいと考えております。

広報の文字が小さい、文字が細かくて見えづらいとのご指摘は、直接的にはいただいていない 状況ではありますが、広報の文字の大きさは、新聞、雑誌等と同様のサイズでありますので、必 要な方におかれましては拡大鏡をご利用いただくなど、ご理解を賜りますようにお願い申し上げ ます。

次に、町内会へ加入していない方へ広報を届ける方法として、例えば民間の病院や駅、バス等公共性が高い場所に広報を設置する考えはないかについてお答え申し上げます。広報なんぶちょうは町内の全世帯に配布することとしており、町内会未加入世帯につきましては、行政員を通じた配布や役場などの公共施設から持参いただく形でお届けしている状況にあります。また、町内会の解散などにより行政員が不在の地区については、役場から直接広報をお届けしており、現状としては町内の全世帯に届いているものと考えているところであります。

議員ご提案の公共性の高い場所への広報の設置につきましては、町外からの来訪者用としての 設置につきまして、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、私から答弁とさせていただき、教育委員会のほうから引き続き答弁をいたします。

○議長(夏堀文孝君) 教育長。

○教育長(高橋力也君) それでは、私からは、1点目の町内の学校における主権者教育の取組 についてお答え申し上げます。

主権者教育は、社会の問題や出来事を自ら考え判断し、主体的に行動する主権者を育てることにあり、身近な問題から社会問題まで、年代や環境に応じた題材により、考える力、判断する力、行動していく力を醸成する多様な取組が求められるものであります。

当町の小中学校における取組でありますが、生活科、総合的な学習の時間及び社会科等で、租税教室や模擬選挙、町議会の見学をはじめ、環境保全や少子高齢化などの身近な社会問題について自分との関わりを考え、それらの解決策を話し合うなど、児童生徒が社会で起きている事柄に興味関心を持ち、社会の形成に参画する基礎を培う学習を行っております。

また、これらの学習に当たり、何ができるようになるかを意識して指導することが重要であり、 児童生徒の発達の段階に応じた主権者教育を進めているところであります。

以上であります。

- ○議長(夏堀文孝君) 再質問はありませんか。工藤愛君。
- ○1番(工藤愛君) ご答弁ありがとうございました。

答弁の中で、町長が日頃からキャッチボール対話をされているというお話がありまして、それは私も町民からたくさんそのようなお話を聞いております。南部まつりでのエピソードのところも、ちょうど私も脇にいて聞いておりましたので、その問いかけに対して、夏休み中にもう即座に対応された町長の機敏性にも大変感服した次第であります。

また、主権者教育のお話にもありましたけれども、当町の教育において、この6年生児童に関しては担任の教諭が校長先生と共に、政治教育ですね、6年生の単元になっていると思うんですけれども、そちらの単元を活用して身近な町政に目を向けるということに対して、非常に自由度の高い授業展開されているなというふうに思っております。そちらも是非、継続していただきた

いなと思っております。

それでは再質問ですけれども、町長の答弁の中にもありましたとおり、全世代からくまなく意 見をもらうということは確かに大事なんですけれども、いかんせん若い世代は、公共の会議です とか例えば消防団の集まりという話もありましたけれども、そういうときに圧倒的に抜け落ちる 年代というのが、まず10代後半から20代ですね。ちょうど大学に行ったりとか就職で都会に出て いるような年代であったり、あとまた地域活動には親がまだ参加しているという年代の方が数多 くいらっしゃると思います。町内にいるその年代の方たちもふだんは顔を見せないわけで、祭り とかをやると、こんなにいたんだと思うほど、驚くほど存在しているというふうに思っています。 今後ますます、私、2つ目の質問で高齢者人口は40%だというふうにお話ししたんですけれど も、それはもうほぼ半数なわけで、一部の方が自助努力によって改善していく、例えば先ほど拡 大鏡とかいう話もありましたけれども、そういう段階ではなく、もうそれがスタンダードなんだ と。高齢者が自助努力もしますけれども、ある程度簡単に情報を得ることができる環境を整える というのがスタンダードだというふうに思っています。片や、若者についてはこれからどんどん 10%台で減少していくと。そして10人に1人しか若者世代いないと、18歳以下ですね。18歳以下 の世代がいないという状況が出ていく中で、やはり、あえてこどもに限定して発言の機会をつ くったりとか、それを施策に生かす機会をつくっていくというのは非常に重要なことだと思って います。こども家庭庁の理念にもあるというのがそれを物語っているのかなというふうに思って います。

そこでお聞きしますが、南部町では、こどもの権利条例等の制定の計画はあるのでしょうか。 また、こども会議、いろんな名前が各自治体であると思うんですけれども、こどもが参加する ような会議ですね。そちらの実施予定があるのでしょうか。

また、昨年度、先ほど紹介した小学校6年生の授業の取組の中で、こんなことに取り組んでほ しいよというのを議場を使って町政、教育長をはじめとした行政の方たちに聞いてもらうという ような授業を展開されたと思うんですけれども、そちらで発表された意見を基に、何か取組の中 で、そこの場に聞いていた人だけじゃなくて行政の各職員に知らせる機会だったりとか、あとは、 そちらで出た意見が反映されたというような実態はあるのでしょうか。

そして、2つ目の質問についてですけれども、現在の広報もユニバーサルデザインを採用されているということですけれども、個人的には、私、福祉の仕事をしておりますし、福祉課からの文書もたくさんいただいています。福祉課からの文書は本当によく配慮されていて、見やすいなというふうにいつも思っているんですけれども、そのようなものに比べると、広報の文字、新聞

に合わせているということですけれども、私の認識では新聞も各社によってポイント数も変えているというふうに、徐々に大きくなっているんですけれども、変えているというふうに認識しております。

そこでお伺いしますが、広報の現在のポイント数ですね。文字のポイント数をお知らせください。

また、広報の編集方針について、ちょうど議会のほうでも昨日広報編集委員の研修がありまして、見てもらわない議会だよりは出す意味なしというような厳しいご意見をいただいて、議会のほうでも今後も継続して取り組んでいかなければいけないという考えを持ちつつ、まず読者の多い町政のほうも、そちらの編集方針、例えば見出しの文字数ですとか写真の使い方ですね。情報の出し方について編集方針があるのでしょうか。あったらお知らせいただけたらと思います。

また、答弁の中で、町内の各世帯には行き届いているものと認識しているというご答弁があったんですが、少なくとも、私の周りでやっぱりいつも見ているというのは上の年代の方たちですね。50歳から上の年代の方たちが割と見ている。40代以下の人たちはインターネットで見ればいいやというような感覚でいるのかもしれないんですけれども、非常に受動的で、広報をくまなく見ているという、くまなくというか毎号見ているという人のほうが少ないのかなというふうに思っています。

そこでお伺いしますが、現在、町内会を通して配布している広報の部数についてお伺いしたい と思います。これ、多少予備の分も取っているので、これが全ての世帯に行っていると言うには ちょっと誤りがあるかとは思うんですけれども、そちらの部数が、できれば近年どういう部数で 推移しているかということに関して、もしデータがありましたら、お知らせ願いたいと思います。 以上です。

○議長(夏堀文孝君) 総務課長。

○総務課長(西舘昌男君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、広報のポイント数は、文字の大きさはどのくらいかということでございますけれども、 記事の内容によりまして、大きく表示したりとか小さい文字になる場合もございますけれども、 小さいところではやっぱり10ポぐらい。10ポイントぐらいから、大きいものですと13ポ、14ポぐ らいの大きさまで、見出しの部分などは大きく表示したりとかしておりますので、そのような文 字の大きさでございます。 それから、2点目の編集方針といいますか、写真の使い方、レイアウトについてでございますけれども、こちらについても、広報の担当者が研修会などを通じて、あとは他市町村の広報なども参考にしながら、よりよいレイアウトとなるような形で写真の配置、文字の大きさなども一旦は担当者が作成して、それを印刷業者に発注する前に編集委員会を開催しまして、先ほど町長からも答弁ございましたが、写真の配置でありますとか見えづらい部分がないかとか、そういった部分をちょっと配慮して校正作業を行って、印刷業者に発注しているところでございます。

それから、3点目、部数に関してでございますけれども、広報の配布は行政員の方々に配布をお願いしておりますけれども、そちらの配布部数が現在、4月の行政員さんからの報告によりますと6,163部ということでございます。先ほど工藤議員さんからも、全世帯には届いていないのではないかというお話がございましたけれども、町のほうに広報が届かないといったお問合せ等はいただいておりませんけれども、今後そのようなお問合せがあった際には、行政員を通じた配布、もしくは公共施設からお受け取りいただくとか、その方が希望する方法で配布してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 教育長。

○教育長(高橋力也君) 先ほどのご質問ですけれども、子ども権利条例とかの制定は予定しているかということですけれども、先ほど町長から答弁ありました、現在、国や都道府県、市町村のこどもの意見反映の取組状況をしているところでありますので、その状況を見ながら今後検討して考えていきたいと思います。

それから、向小の6年生ですね。議会で、政治分野での学習を総合的な学習の時間で行いました。それは議会、政治の仕組みについて勉強することで、具体的にはこういう公園を造ったらどうかという提案でした。特にその提案については、各部署については行っておりません。というのは、公園の建設、造る計画は町のほうで現在進めているところですので、それにのっとってやっているので、特に情報は提供しておりません。私がこどもたちに指導したというか教えたことは、例えば1つ公園を造るにしても、その前段階から考えていかないと駄目ですよと。こういう公園にしたい、こどもたちが集まる公園にしたいというのがほとんどでした。ところが、公園1つ造るにしても、その前段階、土地を買って公園を造る、遊具を造る、そしてその後の維持管理はどうするのかという視点が抜けておりましたので、例えば1つの公園を造ったらこういうお金がか

かって、こういう経過をしなければならないというような、学習の過程といいますか、そこをこ どもたちに指導しましたので、特にそれについて各課で共有したということはございません。 以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 健康こども課長。

○健康こども課長(夏坂和徳君) 先ほど、こども会議等の設置予定はということでご質問がありましたけれども、現在のところこういった組織のほうはございませんが、先ほど教育長が答弁されたように、今年度実施しておりますアンケート調査の中身等にも、こども会議等の項目がありまして、そちらのほうの状況等も踏まえながら、今後研究してまいりたいと。また、SNS等も活用した意見聴取の方法、またそういったアンケートの中身等もありますので、こちらもアンケート結果を踏まえて検討していきたいと思っております。

○議長(夏堀文孝君) ほかに質問ありませんか。工藤愛君。

○1番(工藤愛君) ご答弁ありがとうございました。

まず、主権者教育の取組についてですけれども、他市町村の状況を見つつということですが、ぜひ南部町は子育でに優しい町として取り組んでいるわけで、移住者もどんどんいるわけですから、ぜひ他市町村に劣ることなく、来年度にはもうスタートさせるというような計画を立ててほしいと思いますが、そのような気持ちはないのでしょうか。ちょっとそちらのほうですね。というのは、せっかくそのような政治についての授業であったと。なので、その前後の話をすること、難しい面、障害になる部分についても目を向けることというのは、非常に重要なことだと思います。ただ、非常にもったいないです。町のほうでも公園の計画があるのであれば、なおさらこどもたちからはこういう意見が出ていたよと届けるだけでも全然違うと思うんですね。大人が見る遊具とこどもが見る遊具は、まず全然違います。使い方も全然違います。それは、いい意味でも悪い意味でも同じだと思います。こどもは危険な遊び方を好みます。大人はそういうのをさせないようにというか、安全に遊べるようにと考えます。そういった形で、成長の過程で見る視点が変わっていくことは当然ですので、もう忘れてしまったこども時代の感情を今のこどもたちに聞く機会がせっかくあったのであれば、ぜひそれを生かしていってほしいなというふうに思っています。現に小学校のほうで取り組んだ生徒の感想としても、これお礼の手紙からで、教育長も議

長もご覧になっているのかなというふうに思うんですけれども、こどもたちは、そんなに我々が 思っているほど幼くはなく、きちんと受け止めております。例えば感想にこのようなものがあり ます。南部町は子育てに優しい町で、給食費無料や医療費負担をしてくれていることが分かりま した。でも、それは税金でやっているから、南部町で働く人がいないとこれもなくなってしまい ます。だから、私は大人になったら南部町の役に立つために頑張りますと、このような感想文を 寄せていると。やはり小学校5年生、それから中学生ぐらいの年代になると、自分の進路にも大 きく関わって自分の大人像も想像しながら授業を受けているんだなというふうに非常に感銘を 受けたエピソードでしたので、今後も、今のところ会議が予定ないということですけれども、来 年度からの開催も、来年度と言わず今年度からでも始めてほしいという思いはあるのですが、そ の実施時期について、いま一度ご答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、高齢者にやさしい情報発信についてですね。10ポイントから13ポイントの文字を使用されているというお話がありました。私も広報、手元にもあるんですけれども、大体10ポイントのものが多いのかなと。ページによっては11ポイント使われているのかなというふうに思います。一般的な新聞は、今11ポイントか12ポイントを採用されていると思うんですけれども、ちょっと行間とかも意識して空白も意識して書くとなると、やはり11から、私としては12ポイント、高齢者に見やすいのは12ポイント以上というふうに、ユニバーサルデザイン上では一応推奨されていると思います。A4サイズで出すなら12ポイント以上ということで、正式な規約ではないですけれども、推奨されていると思いますので、ぜひ12ポイント以上というのを検討していただきたいと思います。

また、世帯数についてなんですけれども、配布の枚数が4月の時点で6,163部であったと。これは、南部町で現在登録されている世帯数が約7,400、7,300から400ぐらいですよね。それを考えると、若干やはり行き届いていると言うには少し差があるのかなというふうに感じています。なので、広報は、ご答弁でもあったとおり町外の方に手に取っていただくというのも私は非常に有効かとは思うんですが、まずは町内の方に必要な行政情報を届ける重要なツールだと思っていますので、今後は、確認ですけれども、今は民間の施設については一切広報を置いてはいないという認識でよろしいのかということと、あとは、先ほど質問の中でバスの話をしたんですけれども、バスの利用者というのも非常に増えていると伺っています。特に多目的バスですね。町内の乗車無料の取組をしてから非常に増えていると聞いておりますので、例えばバスの車内にばさっと置いておくだけで、もしかしたら乗ったついでに手に取るかもしれない。ましてや、バスに乗る人というのは交通弱者予備軍だったりとか、自家用車を持たないということですよね。自家用車を

持っていないケース、若い世代だったり高齢者だったりするケースが非常に多いので、私が言う情報弱者の世代の方が多いというふうに認識をしています。ですから、バスを少し活用できないかなと思うんですが、民間の場所にないかということと、バスに乗せる可能性について、ご答弁いただけたらと思います。

以上です。

○議長(夏堀文孝君) 総務課長。

○総務課長(西舘昌男君) まずは、民間施設に全然広報のほうを置いていないかということで ございますけれども、例えば取材対象となった施設につきましては、記事掲載内容はこのような 掲載内容でということで配布をして、そのままそこの施設については継続して配置しているもの もございます。

それから、2点目の交通バスに配置、広報を置く予定はないかということでございますけれど も、バスに乗る方の乗車時間にもよるとは思いますけれども、広報を配置した段階で、その広報 をご覧になる時間があるのかどうかというところも含めまして、ちょっとその点につきましては 研究させていただきたいなと思います。

あと、世帯数実際より少ないというご指摘がございました。その点につきましては、住基の登録世帯数、私7月31日現在で把握しておりますものは7,398世帯で、行政員からご報告いただいている配布数は6,163ということで、1,235の差異がございます。また、1行政区当たりでは最小で1、最大で62の差がありますが、考えられる要因として、断言できるものではございませんけれども、例えば1軒のお宅内で世帯分離をされている、あるいは住所はあるが何らかの事情で不在であるとか、あるいは町内会未加入といったことが考えられます。届かないといったお問合せございましたら、そこはこちらのほうで、どのような配布の方法がよろしいのかその方から伺いまして、しっかりと届けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 教育長。

○教育長(高橋力也君) 先ほどの会議とかの時期、いつ頃かということですけれども、はっきりした時期は申し上げられません。関係各部各課と相談して、できるだけ早く、いつになるか

ちょっと分からないです	「けれども、検討してまいりたいと思います。よろしくお願いし	ます。
○議長(夏堀文孝君)	これで、工藤愛君の質問を終わります。	

◎散会の宣告

○議長(夏堀文孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。 なお、9月6日は午前10時から本会議を再開します。 本日はこれで散会します。

(午前10時41分)

令和5年9月6日(水曜日)

第119回南部町議会定例会会議録 (第3号)

第119回南部町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年9月6日(水)午前10時開議

第	1	議案第 60号	令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
第	2	議案第 61号	令和4年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
第	3	議案第 62号	令和4年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定に
			ついて
第	4	議案第 63号	令和4年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第	5	議案第 64号	令和4年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第	6	議案第 65号	令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第	7	議案第 66号	令和4年度南部町病院事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定につ
			いて
第	8	議案第 67号	令和4年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第	9	議案第 68号	令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
第	10	議案第 69号	令和4年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
第	11	議案第 70号	令和4年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定につい
			T
第	12	議案第 71号	令和4年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
第	13	議案第 72号	令和4年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定
			について
第	14	議案第 73号	令和4年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決
			算認定について
第	15	議案第 74号	令和4年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
第	16	議案第 75号	令和4年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について
第	17	議案第 76号	南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に
			ついて
第	18	議案第 77号	南部町児童生徒みらい基金条例の制定について

第 19 議案第 78号 南部町手話言語条例の制定について

- 第 20 議案第 79号 令和 5年度南部町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 21 議案第 80号 令和 5 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 22 議案第 81号 令和 5年度南部町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第 23 議案第 82号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第 24 議案第 83号 令和 5年度南部町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 25 陳情第 1号 発委第 1号 南部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定 について
- 第 26 陳情第 1号 「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」の採択を 求める陳情書

追加第1 議案第 84号 南部町名久井岳財産区管理会委員の選任について

追加第2 発委第 2号 中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	工	藤		愛	君	2番	松	本	啓	吾	君
3番	久	保	利	樹	君	5番	坂	本	典	男	君
6番	滝	田		勉	君	7番	西	野	耕力	快郎	君
8番	Щ	田	賢	司	君	9番	八才	田	憲	司	君
10番	中	舘	文	雄	君	11番	工	藤	正	孝	君
12番	夏	堀	文	孝	君	13番	沼	畑	俊	_	君
14番	根	市		勲	君	15番	馬	場	又	彦	君
16番]][宇田		稔	君						

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工藤祐直君 副 町 長 佐々木俊昭君

総務課長 西 舘 昌 男 君 企画財政課参事 金 野 貢 君 交流推進課長 下井田 耕 君 税務課長 原 紀 君 松 浩 住民生活課長 夏 徳 福祉介護課長 樹 君 堀 勝 君 戸 室 正 健康こども課長 夏 坂 徳 君 農林課長 橋 史 君 和 石 商工観光課長 川村 城 君 建設課参事 松 橋 悟 君 会計管理者 藤嶋 健 悦 君 医療センター参事 岩 間 之 雅 君 市場参事 馬場 均 君 教 育 長 高 橋 力 君 也 学 務 課 長 北 上 隆 広 君 社会教育課長 柳久保 正 弘 君 農業委員会事務局長 野 月 正 治 君 代表監查委員 山口裕貢 君

職務のため出席した者の職氏名

 事務局長岩木育子
 総括主査坂本裕昭

 主事松本和香主事小泉清夏

.....

◎開議の宣告

○議長(夏堀文孝君) これより第119回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎議案第60号から議案第75までの委員会報告、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第1「議案第60号」から日程第16「議案第75号」までの令和4年度 南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案16件を、会議規則第37条の規定により一括議題と します。

本案については、決算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。決算特別委員長、山田賢司君。

(決算特別委員会委員長 山田賢司君 登壇)

○決算特別委員会委員長(山田賢司君) おはようございます。

決算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

8月29日の本会議において本委員会に審査を付託されました「議案第60号」から「議案第75号」 までの令和4年度南部町各会計決算認定16件につきましては、9月4日及び5日に本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、「議案第60号」から「議案第75号」までの議案16件は、全会一致により全て原案のとおり認定することに決定しました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 決算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第60号「令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第75号「令和4年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について」までの議案16件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

「議案第60号」から「議案第75号」までの議案16件は原案のとおり認定されました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第17、議案第76号「南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西舘昌男君) 議案説明資料の4ページをお開き願います。

議案第76号「南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 ご説明いたします。

趣旨でありますが、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の第5類に移行したことに伴い、6月定例会においてご議決をいただき、町条例における新型コロナウイルス感染症の特例を廃止したところでありました。

今回の改正は、今後、2. 内容に掲げる人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある同様の感染症の発生により、再び特例のような規定が必要となった場合に迅速に対応できるよう、所要の改正を行うものであります。

改正の内容でありますが、第11条に特定新型インフルエンザ等に係る特殊勤務手当の規定を整備し、手当の額は特例を規定していた新型コロナウイルス感染症と同様、従事した1日につき 4,000円の範囲内と定めるものであります。

施行日は公布の日であります。

以上で、議案第76号の説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第18、議案第77号「南部町児童生徒みらい基金条例の制定について」 を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事(金野貢君) 説明資料の5ページをお開き願います。

議案第77号「南部町児童生徒みらい基金条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、下名久井出身で埼玉県にお住まいの工藤正氏から、寄附採納願が提出されたことから、寄附の目的を達成するため、基金条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、第1条、基金の設置としまして、工藤正氏からの寄附を原資とし、 町内児童生徒の教育振興を図るため、南部町児童生徒みらい基金を設置することを規定いたしま す。

第2条から第6条は、他の基金条例と同様に、基金への積立てや基金に属する現金の保管の方法、運用益の処理など、基金の管理に関する事項を規定しており、施行日は公布の日とする条例案となっております。

続きまして、4. 寄附の経緯及び活用について説明いたします。

(1)工藤正氏からは、令和5年7月19日付で寄附採納願が提出されました。

寄附の種類は、ご自身が所有している株式10,000株。寄附の目的は、町内小中学校、放課後児童クラブ及び町民図書室への図書の整備に充てていただきたいというものでございます。

- (2) 受納した株式につきましては、現金化し、本条例案に基づき設置する児童生徒みらい基金へ積立てを行うこととし、積立てに係る費用として、本定例会へ提案した補正予算に4,500万円を計上しております。
- (3)図書の整備方法につきましては、各学校、児童クラブ、町民図書室に「○○みらい文庫」とうコーナーを設置した上で、今年度から10年計画で図書を整備していくこととし、今年度分としまして、同じく補正予算に図書購入費を248万円計上しておりますので、本条例案と併せまして、補正予算案につきましてもご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議案第77号の説明は以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- ○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第77号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
- ○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第77号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第19、議案第78号「南部町手話言語条例の制定について」を議題と します。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長(戸室正樹君) 説明資料の6ページをお開き願います。

議案第78号「南部町手話言語条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でありますが、手話は言語であるとの認識のもと、手話の理解と普及を通じて、全ての人々がお互いを尊重し、わかり合い、共生できる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定いたしたくご提案するものでございます。

手話は、ろう者にとってコミュニケーションの基盤であり、気持ちを伝えたり相手の話を理解したりするための大切な言語でありますが、1933年には、世界的な流れもあり、日本のろう学校で手話の使用が禁止されるなど、ろう者は不自由な暮らしを続けてまいりました。手話は言語であると国際的に認められたのは2006年のことであり、また、日本において、初めて手話は言語であると位置付けられたのは、障害者基本法が改正された2011年のことであります。

昨年5月には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障害者の意思疎通に係る施策の推進は、地方公共団体の責務であることが規定されておりまして、 手話言語は音声言語と対等な言語であることの理解と普及が必要であるという背景をもとに条例を制定するものでございます。

条例の内容でありますが、第1条では、町の責務並びに町民や事業所などの役割を明らかにし、

手話の理解と普及促進を図り、ろう者とろう者以外の人が支え合いながら安心して暮らせる地域 社会の実現に寄与することを目的としているものであります。

第2条では、条例で使用する用語の意義を定め、第3条では、基本理念として、手話に対する 理解と普及促進に当たっては、手話は言語であることを認識し、互いに個性と人格を尊重するこ ととしております。

第4条は、町の責務として、手話の普及啓発に関する施策を推進すること、第5条は、町民や 事業所などの役割として、基本理念に対する理解、施策への協力、ろう者が利用しやすいサービ ス提供や働きやすい環境の整備に努めることをそれぞれ定めているものであります。

7ページをお開き願います。

第6条は、施策の推進としまして、町では手話への理解を深めるための施策、手話を使用しや すい環境の整備、手話を学ぶ機会の確保などを推進していくこととしております。

最後になりますが、この条例の施行日は公布の日と定めるものであります。 議案第78号の説明は以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第78号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第20、議案第79号「令和5年度南部町一般会計補正予算(第3号)」 を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事(金野貢君) それでは、議案書をご準備いただきまして、15ページをお開き願います。

議案第79号「令和5年度南部町一般会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。 第1条、歳入歳出予算の総額に3億779万1,000円を追加し、予算総額を115億9,342万6,000円と するものでございます。

20ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正は、町長車の購入について、半導体不足などの影響により納車まで相当の期間を要することが想定されることから、期間を令和5年度から7年度までの3年間、限度額を960万円と定め、債務負担行為に追加するものでございます。

28、29ページをお開き願います。

歳出の主なものから説明いたします。

下段、2 款 1 項総務管理費の 4 行目、6 目企画費の 1 節報酬は、令和 4 年度をもって廃校となった校舎等の有効活用方策を検討するため、廃校利活用検討会議を立ち上げることとし、委員報酬として15万9000円を追加。10節需用費は、令和 3 年度に発刊した町勢要覧の修正版の印刷費として110万円を追加するものでございます。

30、31ページをお開き願います。

上段の2行目、11目情報化推進費は、住民税のQRコード対応のため、基幹システムの改修費 574万2,000円を追加するものでございます。

その下、13目基金管理費は、議案第77号でご議決をいただいた児童生徒みらい基金に積立てを 行うため、4,500万円を計上するものでございます。

34、35ページをお開き願います。

上段、3款2項1目児童福祉総務費の12節委託料は、子ども医療費給付事業に係る所得制限撤 廃に伴い、給付管理システムの改修費41万8,000円を計上するほか、18節補助金は、子育て世帯生 活支援特別給付金の対象児童数の増により合わせて400万円を追加し、財源として国県支出金を それぞれ200万円充当するものでございます。

3行目の3目学童保育費は、児童生徒みらい基金を活用した放課後児童クラブへの図書購入費として17節に48万円を計上するものでございます。

下段、4款1項保健衛生費の2行目、3目予防費は、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業の12月までの延長分として、11節役務費から18節補助金まで合わせて1,761万3,000円を追加し、財源として国庫支出金1,749万9,000円及び他自治体の住民接種分の負担金として雑入の11万3,000円を充当するものでございます。

38、39ページをお開き願います。

現下のエネルギー・物価等高騰対策のための各種支援策として、これまで町では、子育て世帯 を初めとした全ての世帯への支援金や商品券による生活支援を行ったほか、農家への支援を行っ てまいりました。

本補正予算では、町内商工業者の支援を行うこととし、上段、7款1項1目商工業振興費の18節補助金の説明欄の1行目は、特別プレミアム商品券発行事業として、7,500円分の商品券を5,000円で購入できる商品券3万セット分7,500万円、及び、町内の事業所に対し、従業員数に応じ10万円から20万円を支援する事業所物価高騰緊急対策支援金9,050万円を計上するものでございます。

その下、2目観光費は、チェリリン村のPR・利用促進のため、チェリリンアウトドアフェスの開催経費として80万円を追加するものでございます。

3段目、8款2項1目道路橋りょう維持費は、町道修繕にかかる費用が増えているため、10節 修繕料に2,500万円を追加するものでございます。

下段、9款1項3目防災費は、防災無線用戸別受信機の一部に不具合が生じており、その更新のため17節備品購入費に88万円を追加するものでございます。

40、41ページをお開き願います。

2段目、10款1項2目事務局費の12節委託料は、名久井農業高校へ県外から入学した生徒が下宿しておりました家庭で、急遽受け入れが困難となったことから、緊急的措置として旧医師住宅で受け入れすることとし、その生活をサポートしていただくための経費238万7,000円を計上するものでございます。

3段目、10款2項小学校費の2行目、2目教育振興費の17節60万円、及び、下段、中学校費の 2目教育振興費の17節90万円、次のページをお開き願います。 42、43ページの中段、10款4項社会教育費の2行目、3目社会教育施設費の17節50万円は、児童生徒みらい基金を活用した図書購入費をそれぞれ計上するものでございます。

その下、4目文化財保護費の18節補助金は、国登録有形文化財法光寺承陽塔の修繕に係る補助金6万6,000円を計上するほか、特定財源の雑入は、剣吉諏訪神社例大祭行事の映像記録保存事業に対し助成を見込んでおりました日本芸術文化振興基金の助成が不採択となったことから200万円を減額するものでございますが、映像記録保存事業は当初予定どおり実施するものでございます。

歳出につきましては、ただいま説明したもののほか、過年度分の福祉関係事業費精算に伴う返還金の計上、人事異動に伴う人件費の調整のほか、特別会計の補正に伴う繰出金の調整などを行っております。

ページを戻りまして、24、25ページをお開き願います。

歳入について、歳出で特定財源として説明しなかった部分について説明をいたします。

上段の10款1項1目地方交付税は、本補正予算の不足財源を補填するため、2億円を追加計上するものでございます。

26、27ページをお開き願います。

2段目、16款2項3目有価証券売払収入は、教育振興のため寄附をしていただいた株式を現金 化した際の代金4,500万円を計上するものでございます。

3段目、18款2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金は、本補正予算の不足する一般財源分として4,004万5,000円を繰り入れするものでございます。

歳入につきましては、ただいま説明したもののほか、過年度分の事業費精算に伴う追加交付金 などを計上しております。

議案第79号の説明は以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。10番、中舘文雄君。

(「質疑なし」の声あり)

○10番(中舘文雄君) ページ数は、39ページです。

8款土木費の中で2,500万円の修繕料が計上されましたけど、この用途について、ちょっと中身をお聞きしたいと思います。と言いますのは、維持修理費といいますと、今までずっと見てきま

した路面、舗装面の維持修繕というのが中心、舗装工事の中でやるというのは十分に使っているように見えたんですけども、例えばこの維持修繕となりますと、我が町内でも1万3,000メートルぐらいの路肩の除草、町道の維持のためにずっと、各町内でいろいろな形でやっていると思いますけど、奉仕作業として町内でやっている地域もあります。

決算等で見ましても、四十何行政区には、補助金といいますか、助成金を出したと報告があってましたけど。この使い道ですね、舗装面ばかりでなくて、路肩とか法面とかそういう維持修繕というものも考えたうえでの補正予算なのか。と言いますのは、だんだんに町道の維持修繕に対する各地域のですね、労力が、年齢が上がるごとにだんだん難しくなってきている。1万メートルも2万メートルも今までは町道補修ということで各地域でやってたと思いますけれども、なかなか難しくなるのでこの辺をですね、もうちょっとどういう使い道を想定した補正なのか、まずお聞きします。

○議長(夏堀文孝君) 建設課長。

○建設課参事(松橋悟君) ただいまの中舘議員のご質問にお答えいたします。

今回補正した修繕料2,500万円の中身ですけども、道路維持工事の部分に当たる部分になりますが、おっしゃる通り、側溝、蓋が欠けているとか、側溝自体が割れてしまって、もう機能をなさなくなっている、あるいは道路の路肩が崩れて、このままでは通行危ない。あとはですね、倒木、道路をふさいで支障になる、あるいは倒れそうだ、危ない。ガードレールの修繕等、土木工事に近い中身の修繕ということで今回補正させていただきました。

当初予算では、予算の許す範囲ということで認めていただいた金額でこれまで対応してまいりましたけれども、各行政区、行政委員さん、あるいは地域の方から、危険な状況であるとかそういう情報をいただいた中で我々のほうで現場を確認して、これ早急にやらなきゃならないということでこれまでも対応してまいりました。

9月までのうちに当初予算をいただきました3,500万円のうち、およそ96件の現場で3,400万円ほどこれまで費やしてきましたので、残りの令和5年度考えますと、どうしても補正お認めいただきたいということで今回計上しました。

なお草刈りにつきましては、町の方で道路維持作業員ということで、草刈りのほうをそちらで やるようにしております。業者さんを依頼して草刈りということは今のところ行っておりません。 地域のほうで道路の草刈り等やっていただいた場合には、地域清掃報償金ということで、町の ほうからもお金を交付しておりますが、議員おっしゃるとおり、年々地域の方高齢化しておりまして、人数も少なくなってきているということで、できる限りそういうことでご相談いただければ、うちのほうの道路維持作業員のほうで対応できる範囲でやっていきたいと思います。以上です。

- ○議長(夏堀文孝君)ほかに質疑はありませんか。1番、工藤愛君。
- ○1番(工藤愛君) ページ数は40、41ページ、10款教育費。

2 目事務局費12節委託料なんぶ留学生サポート業務についてお伺いします。

こちらの当初予定していた下宿のほうが、事情で難しくなったということで、ある意味仕方のないことなのかなと思うんですけども、私個人の考えとしては時代に合ってるというか、下宿するほうも受け入れるほうもですね、双方に負担がかかってきているのかなというふうに思っています。今後、また来年もですね、全国募集続けていくと思いますので、だんだん次のこと考えないといけないと思うんですけど、来年度以降も同じようなスタイルでやっていく方針なのか、決まっていたらお知らせください。

○議長(夏堀文孝君) 学務課長

○学務課長(北上隆広君) それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、現在のところでございますけれども、来年度も下宿は今、引き続きまた探しております。 今は一時的措置として考えてございますけれども、下宿は代わりに探しておるところでございま すけれども、通年で生徒の面倒を見ていかなければならないということが非常にネックでござい まして、なかなか難航している現状でございます。

来年度以降の件につきましては、慎重に考えてまいりたいと思っております。 以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第79号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第79号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第21、議案第80号「令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長(夏坂和徳君) 議案書の47ページをお開き願います。

議案第80号「令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申 し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,320万6,000円を減額し、予算の総額を21億6,892万4,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

58、59ページをお開き願います。

上段の1款1項1目の一般管理費でございますが、国保税共通納税QRコード対応システム改修に伴い181万5,000円を増額するものでございます。

2段目の1款4項1目の趣旨普及費でございますが、マイナンバーカードと被保険者証一体化 リーフレット印刷に伴い21万3,000円増額するものでございます。

下段、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、1項医療費給付分から、次の60、61ペー

ジ上段の2項後期高齢者支援金等分及び中段の3項介護給付費分について、納付金額の決定によりまして、それぞれ減額・増額するものでございます。納付金全体で4,981万6,000円を減額するものでございます。

下段の8款1項3目の償還金でございますが、前年度事業費確定に伴い、返還金を458万2,000 円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

ページ戻って54、55ページをお開きください。

上段、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税につきましては、保険税の本算定確定に伴い、収入見込額を1,072万3,000円減額するものでございます。

中段、5款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源の不足分を国保特別会計の財政調整基金から繰り入れるものでございますが、下段の6款1項1目、前年度決算による繰越金78万円の増額、次の56、57ページの8款1項の国庫補助金13万円の増額及び歳出総額の減額に応じまして、財政調整基金からの繰入金3,339万3,000円を減額するものでございます。

以上で議案第80号の説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第22、議案第81号「令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長(戸室正樹君) 議案書の63ページをお開き願います。

議案第81号「令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の予算総額に1億670万2,000円を追加し、予算の総額を29億1,450万5,000円とするものでございます。

74、75ページをお開き願います。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

中段の3款3項4目任意事業費でありますが、介護給付適正化支援システムにつきまして、保守料が必要になることから、12節委託料に75万9,000円を追加し、また、このシステムの契約金額確定により、13節使用料及び賃借料を15万1,000円減額するもので、特定財源として国及び県の補助金35万1,000円を充当するものでございます。

下段の6款1項2目償還金でありますが、前年度の事業費確定に伴い、国や県などへ介護保険給付費を返還するための返還金1億609万4,000円を追加するもので、財源としまして、前年度の繰越金を充当するものでございます。

続きまして、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

70、71ページにお戻り願います。

上から3段目の7款1項1目一般会計繰入金でありますが、5節地域支援事業繰入金(総合事業以外)11万7,000円は、歳出でご説明いたしましたシステム保守に伴う町の負担分でございます。

6 節低所得者保険料軽減繰入金54万円でありますが、過年度の事業対象者の確定に伴い、国、 県、町の各負担割合に応じた額を繰り入れるものでございます。

下段の7款3項1目介護給付費準備基金繰入金でありますが、一般会計からの繰入金の増額に伴い、介護給付費準備基金繰入金を39万9,000円減額するものでございます。

議案第81号の説明は以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第23、議案第82号「令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長(夏坂和徳君) 議案書の77ページをお開き願います。

議案第82号「令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ132万2,000円を追加し、予算の総額を2億7,084万 8,000円とするものでございます。 歳出からご説明申し上げます。

86、87ページをお開き願います。

上段、3 款 1 項 2 目償還金でございますが、前年度事業費の確定に伴い、返還金 1 万3,000円を 増額するものでございます。

中段、4款1項1目保健事業費でございますが、人事異動により130万9,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

84、85ページにお戻り願います。

上段、3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、人事異動に伴う人件費に要する費用130万2,000円を一般会計から繰り入れるものです。

中段、4款1項1目繰越金ですが、前年度決算によります繰越金2万円を増額するものでございます。

以上で議案第82号の説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第24、議案第83号「令和5年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター参事(岩間雅之君) 議案書の89ページをお開き願います。

議案第83号「令和5年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

第2条でございますが、予算第2条に定めております入院の年間延患者数を817人減の2万 2,178人とし、入院の1日平均患者数を2人減の61人と改めるものでございます。

第3条は、予算第3条に定めております収益的収入及び支出に109万2,000円を追加し、総予定額を収入支出それぞれ12億4,050万円とするものでございます。

91ページをお開き願います。

令和5年度南部町病院事業会計補正予算説明書によりご説明申し上げます。

収入でございますが、当初、事業の実施が確定していなかったことから、当初予算に計上していなかった新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業費補助金の実施が決まったことから、収入の表の2行目になります、1款2項医業外収益4目補助金に新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業費補助金として4月から9月分まで見込まれる補助金額2,273万1,000円を増額し、それに伴い収入の表の1行目に戻りますが、1款1項医業収益1目入院収益を2,163万9,000円を減額するものでございます。

また支出では、令和3年度に交付されました新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業 費補助金に係る返還金が生じたことから、1款3項1目過年度損益修正損として109万2,000円を 増額するものでございます。

以上で議案第83号の説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

		異議なしと認めます。 : おり可決されました。	
○議長	(夏堀文孝君)	ここで11時5分まで休憩します。	(午前10時48分)
○議長	(夏堀文孝君)	休憩前に引き続き会議を開きます。	(午前11時 5 分)

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第25、発委第1号「南部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。議会運営委員長、馬場又彦君。

(議会運営委員会委員長 馬場又彦君 登壇)

○議会運営委員会委員長(馬場又彦君) 南部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制

定について、提案理由を説明します。

地方自治法が改正され、議会の議員に関わる請負に関する規定が緩和されることを踏まえ、町に対し請負をする議員が、当該請負の対価として、各会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、議員個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を制定するものです。

施行日は令和6年4月1日とし、令和5年度会計分から報告の対象となるものです。 以上、提案理由といたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- ○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 発委第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
- ○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第26、陳情第1号「「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書」を議題とします。

産業建設常任委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。産業建

設常任委員長、根市勲君。

(産業建設常任委員会委員長 根市勲君 登壇)

○産業建設常任委員会委員長(根市勲) 去る8月29日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第1号「」中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書」について、8月29日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に加え、異常な物価高騰により、住民の暮らしは深刻さを増している。最低賃金が低い地域は、労働者の賃金が低くなるだけではなく、年金など生活のあらゆる部分へ影響が出ると考えられる。また、賃金が高い都市部へ若者の流出を招くことも考えられる。この難局を乗り越えるために、最低賃金の改善による賃金の底上げと地域格差を無くすることがこれまで以上に重要となる。

一方、物価原材料の高騰、過剰債務が中小企業・小規模事業者に打撃を与えているため、最低 賃金を引き上げるためには、政府による中小企業支援策の拡充が必要不可欠である。

以上のことから、陳情趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。以上で産業建設常任委員会の陳情審査結果報告を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 産業建設常任委員長の報告が終わりました。 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第1号を採択します。採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採 択です。

陳情第1号を採択することに賛成の方はご起立を願います。

(起立多数)

○議長(夏堀文孝君)	ご着席願います。起立多数です。	
陳情第1号は採択する	ることに決定いたしました。	

◎常任委員会報告

○議長(夏堀文孝君) 日程第27、「常任委員会報告」を議題とします。

本件は、配布しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。説明を省略し、 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎日程の追加

○議長(夏堀文孝君)お諮りします。

本日、町長から議案第84号「南部町名久井岳財産区管理会委員の選任について」の議案1件と 産業建設常任委員長から発委第2号「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見 書」が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。議案第84号及び発委第2号の2件を日程に追加し、 議題とすることに決定しました。 ここで、会議資料配付のため、暫時休憩とします。

(/	戶前1	1時	14分)
(1 1717 1	T 1-71	エエノノノ

○議長(夏堀文孝君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程はお手元に配付のとおりです。

(午前11時16分)

.....

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長(夏堀文孝君) 追加日程第1「町長追加提出議案提案理由の説明」を求めます。 町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、本日追加提案いたしました議案1件につきましてご説明申し上げます。

議案第84号「南部町名久井岳財産区管理会委員の選任について」でありますが、令和5年11月 30日をもって任期満了となります管理会委員5名の選任について、南部町財産区管理会条例第3 条の規定により議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方は、まずは、再任の方でございます。住所、南部町大字上名久井字●● 番地●、氏名、松本福松氏、昭和●年●月●日生まれ。同じく住所、南部町大字高瀬字●●● 番地●、氏名、小澤田晃氏、昭和●年●月●日生まれ。同じく住所、南部町大字高瀬字●●●番 地●、氏名、四戸武彦氏、昭和●年●月●日生まれの3名であり、新任の方は、住所、南部町大 字上名久井字●●●番地●、中村一雄氏、昭和●年●月●日生まれ。同じく住所、南部町大字上 名久井字●●●番地●、氏名、宮木久氏、昭和●年●月●日生まれの2名であります。

選任する方々は、いずれも優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め選 任いたしたく、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては令和5年12月1日から令和9年11月30日までの4年間であります。 以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議の上、何卒ご同意賜りますよう、よろ しくお願い申し上げます。

○議長(夏堀文孝君) 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 追加日程第2、議案第84号「南部町名久井岳財産区管理会委員の選任について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- ○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
- ○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。 議案第84号は原案のとおり同意されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 追加日程第3、発委第2号「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」を議題とします。

本意見書については、先ほど採択されました陳情第1号の趣旨と同様の内容でありますので、 提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

説明者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

発委第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(夏堀文孝君) 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。 ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、第119回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

その前に、今日は、青森県ろうあ者関係の皆様がお見えになっております。先般、青森県ろう あ者大会を町民ホール、楽楽ホールで開催をしていただきました。

そのとき私も少しだけ手話を勉強させていただきましたので、正式な閉会のご挨拶の前に、覚

えた手話で、覚えている中でちょっとご挨拶させていただきたいと思います。

皆さん、こんにちは。私は、南部町長の名前は工藤です。よろしくお願いします。

ちょっとうまくやれませんでしたけれども、ここからは先生に手話をお願いしたいと思います。 本定例会は8月29日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席 をいただき、誠にありがとうございました。

提出をいたしました全ての案件につきまして、慎重審議をいただき、ご議決を賜りましたこと に対しまして、心から御礼を申し上げます。

とりわけ、令和4年度南部町一般会計及び特別会計の計16件の歳入歳出決算につきましては、 決算特別委員会において、綿密なご審議をいただき、深く敬意を表する次第であります。

審議の中で議員各位からいただきました様々なご提言には十分留意いたしまして、今後の行財 政運営に役立ててまいりたいと考えております。

また、南部町手話言語条例の制定につきましてもご議決をいただき、誠にありがとうございました。また、手話協会の皆様にも重ねてお喜びを申し上げたいと思います。

先般の6月定例会におきまして、補正予算のご承認をいただきました物価高騰対策事業の状況でありますが、農畜産業者を対象として耕作面積などに応じて最大30万円を給付する農業経費高騰緊急対策支援給付金事業につきましては、1,110件の申請を受付け、総額で1億6,165万円の給付を8月15日までに完了したところであります。

また、本日補正予算のご議決をいただきました、事業所物価高騰緊急対策支援交付金事業及び 特別プレミアム商品券発行事業につきましても、速やかに支援をお届けし、地域経済活性化の後 押しができるよう、早速準備を進めてまいります。

さて、去る7月8日と9日に開催されたジャックドまつりに続き、8月12日には旧向小学校を 主会場に南部まつりを開催したところ、あいにくの天候ではありましたが、約4,500人の来場者で 賑わいました。

これまで、コロナ禍による規模の縮小を余儀なくされておりましたが、今年度は4年ぶりに制限のない、コロナ前と同様の形で開催することができ、町内外からお越しいただきました多くの皆様に南部町の夏をお楽しみいただけたものと思います。

厳しい暑さが続く中で運営に携わっていただきました関係者の皆様には、深く感謝を申し上げ る次第であります。

そして、明後日8日から10日にかけては名川秋まつりが、16日と17日にはとまべちまつりが開催されます。

多くの来場者で賑わうことを期待するものであり、町としても大いに盛り上げてまいりたいと 考えているところであります。

また、役場前の町民広場といちょうホールにおいて、7月29日に町民感謝祭を、また、9月2日には雨天により室内イベントが中心となりましたが、南部町防災フェスティバルを開催したところであり、こちらも多くの来場者で賑わいました。

庁舎建設に当たってはその基本理念の中に、「高齢者から子どもまで誰もが安心して集うまちづくりの拠点」と掲げていたところであり、様々な形で地域コミュニティの活性化に寄与し、町民に親しまれる役場であり続けるために、今後とも庁舎施設の有効活用に努めてまいりたいと考えているところであります。

さて、先日開催されました第31回青森県民駅伝競走大会において、南部町チームは町の部3位、 総合では11位という結果でありました。

猛暑が続く中での練習は非常に厳しいものであったと思いますが、選手一人ひとりの努力の積み重ねと、チーム全体の結束力の強さが、最後まで諦めずに追い上げる見事な走りにつながっていると感じたところであります。

町民の皆様に感動を与えてくれた選手団及び関係者の皆様には心からの拍手を送るとともに、 来年度のさらなる活躍を願い、町民の皆様とともに応援してまいりたいと考えております。

この後の町のイベントといたしましては、まず、来る10月1日に第17回南部町民運動会を開催いたします。4年ぶりの開催となる今回は、これまでの南部中学校グラウンドから昨年度に改修工事を終えたふるさと運動公園陸上競技場へ会場を移し、多くの町民の皆様により快適な環境のもとで競技を楽しんでいただけるものと考えております。

運動会をとおして、コロナ禍で控えがちであった人と人との触れ合いの機会が再び活発になり、 子どもから高齢者まで幅広く交流が図られ、地域における住民同士のつながりがさらに深まるこ とを期待し、多数のご参加をお願いするものであります。

また、10月15日には南部町防災訓練を実施いたします。南部町地域防災計画等に基づき、地震、 火災及び大雨による被害の発生を想定し、町や各防災関係機関及び町民の皆様の参加、協力のも とに、総合的かつ実践的な訓練を実施することにより、災害時における相互協力体制の確立と防 災意識の高揚を図ることを目的に開催するものであり、関係各位、多数のご参加をお願いするも のであります。

さて、議員各位におかれましては、本議会が任期中最後の定例会となりまして、今月末をもって任期満了を迎えます。これまで人口減少対策や新型コロナ感染症対策、物価高騰対策などの各

種事業を順調に進めてこられましたのも、議員各位のご理解、ご協力があったからこそであり、 深く感謝を申し上げる次第であります。

現在の任期を持ちましてご勇退される議員に置かれましては、これまでの町政へのご協力に対し、心からの敬意と感謝を申し上げる次第であります。

どうか、健康には十分にご留意いただきまして、今後ますますのご活躍をお祈りするとともに、 在任中と変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げるものであります。

また、立候補を予定されている方々におかれましては、町民の皆様に希望や夢があふれ、喜びや幸せを実感できる南部町をともに創るため、再びこの場で積極的な議論が展開できますよう、ご健闘をお祈り申し上げますとともに、皆様方のこれまでのご尽力、ご支援に心から感謝を申し上げまして、本定例会のお礼のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長(夏堀文孝君) ここで閉会に当たり、私からも一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、8月29日から本日までの9日間であり、議員各位におかれましては、議会運営にご協力をいただきまして、ここに閉会の運びとなりました。

議長として厚く御礼申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして深く感謝申し上げます。

理事者各位におかれましては、審議の過程において表明された提言、意見等を踏まえながら、 事業展開に邁進されますよう、町長はじめ理事者各位にお願い申し上げます。

さて、今月30日をもって任期が満了するわけでありますが、特に緊急の案件のない限り、本日をもって任期中最後の議会となります。議長に就任して以来4年間、皆様方のご協力を賜り、職務を果たすことができたことに対し感謝を申し上げたいと思います。

次期町議会議員選挙も近づいてまいりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分注意 され、明るい選挙運動のもと当選され、再びこの議場で相まみえますことを心より念願いたす次 第であります。

皆様におかれましても、今後ともご健勝でますますご活躍いただきますようご祈念申し上げま して、簡単ではありますけれども閉会のあいさつに代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長(夏堀文孝君) これをもちまして第119回南部町議会定例会を閉会します。

(午前11時34分)

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏 堀 文 孝

署 名 議 員 西 野 耕太郎

署 名 議 員 山 田 賢 司